

## A G F 鈴鹿体育館使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

時間区分			① 午前9時から正午まで	② 午後1時から午後5時まで	③ 午後6時から午後9時まで	④ 午前9時から午後9時まで		
使用区分								
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。以下同じ。）	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	正 副	2,470円 990円	3,300円 1,320円	2,970円 1,180円	8,740円 3,490円
		のため使用する場合	学校以外	正	4,950円	6,600円	5,940円	17,490円
				副	1,980円	2,640円	2,370円	6,990円
入場料等を徴収する場合	スポーツ以外の目的で使用する場合	正	27,720円	36,960円	33,260円	97,940円		
		副	11,080円	14,780円	13,290円	39,150円		
入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	正 副	6,180円 2,470円	8,250円 3,300円	7,420円 2,970円	21,850円 8,740円	
		学校以外	正 副	12,370円 4,950円	16,500円 6,600円	14,850円 5,940円	43,720円 17,490円	
	スポーツ以外の目的で使用する場合（興業を直接の目的とする場合を除く。）	正	69,300円	92,400円	83,160円	244,860円		
		副	27,720円	36,960円	33,260円	97,940円		
	興業を直接の目的とする場合	正	117,550円	156,750円	141,070円	415,370円		
		副	47,020円	62,700円	56,430円	166,150円		
一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下 高校生及び一般		150円 300円	150円 300円	150円 300円			
トレーニング室	小学生（5年生以上）及び中学生		200円	200円	200円			
	高校生及び一般		400円	400円	400円			
	会員（高校生及び一般に限る。）			12回		4,000円		
会議室	大会議室		1,480円	1,980円	1,780円	5,240円		
	中会議室		820円	1,100円	990円	2,910円		

### 備考

- この表において「正」とは正体育館をいい、「副」とは副体育館をいう。
- 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 競技場の一部を使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、この表に定める使用料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
  - 競技場の使用面積がその床面積の3分の1を超える場合 2分の1
  - 競技場の使用面積がその床面積の3分の1以下である場合 3分の1
- 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、当該時間区分に係る1時間当たりの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合

において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

6 使用の準備又は原状回復のために競技場を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分に係る1時間当たりの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額（電灯の一部を使用した場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、次の表に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額））を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

(1) 使用する電灯が3分の1を超える場合 2分の1

(2) 使用する電灯が3分の1以下である場合 3分の1

区分	1時間当たりの額
正体育館	4,000円
副体育館	1,600円

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額（競技場の一部を使用した場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、次の表に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額））を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

(1) 競技場の使用面積がその床面積の3分の1を超える場合 2分の1

(2) 競技場の使用面積がその床面積の3分の1以下である場合 3分の1

区分	1時間当たりの額
正体育館	9,900円
副体育館	3,960円
会議室	490円

9 トレーニング室の会員に係る使用券の有効期間は、発行の日から3月以内とする。

10 別に定める心身障がい者の団体（以下「心身障がい者団体」という。）がスポーツのため使用する場合は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

11 市外の者が競技場を使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、電灯使用料及び冷暖房使用料は、この限りでない。

※施設の備品などを使用する場合、品目ごとに使用料が決められています。詳細は施設までおたずねください。